

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和45年4月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から46年3月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月10日から46年4月21日まで

昭和38年4月8日の入社以来、平成13年1月2日まで継続してA社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。平成6年には永年勤続30年表彰も受けており、申立期間も間違いなく勤務していたはずなので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間の前後で申立人の加入記録はあるものの、申立期間について申立人の氏名は見当たらない。

しかしながら、A社の関連事業所を調べたところ、同一所在地に関連事業所として「A社B工場」の存在が確認された。

社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和45年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し46年4月21日に資格を喪失した申立人の記録（氏名、厚生年金保険記号番号、生年月日一致）が確認できたことから、申立人が、当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和46年4月21日に資格を喪

失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和45年4月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から46年3月までは3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月、同年 9 月、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 8 月及び同年 9 月
②昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
③平成元年 11 月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。A 市役所の職員が集金に来たり、銀行で納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に夫婦で B 商店を開業し、以降夫婦で国民年金に加入し現在に至っているが、申立期間は夫婦共に未納となっている。

また、申立人の昭和 62 年、63 年、平成元年の所得税の確定申告書(写)によると、社会保険料控除(国民年金保険料分)の額が、社会保険庁の記録上、納付とされた期間の額(夫婦二人分の合算額)と一致しており、税務関係書類では、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できない。

加えて、申立期間当時の昭和 61 年度から平成元年度までの納付済み月の収納年月日を見ると、いずれも納付期限から 1 年以上経過した時期での納付となっており、過年度納付に相当することから、市役所職員が集金することはあり得ないなど、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月、同年 9 月、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 8 月及び同年 9 月
②昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
③平成元年 11 月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。A 市役所の職員が集金に来たり、銀行で納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に夫婦で B 商店を開業し、以降夫婦で国民年金に加入し現在に至っているが、申立期間は夫婦共に未納となっている。

また、申立人の夫の昭和 62 年、63 年、平成元年の所得税の確定申告書(写)によると、社会保険料控除(国民年金保険料分)の額が、社会保険庁の記録上、納付とされた期間の額(夫婦二人分の合算額)と一致しており、税務関係書類では、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できない。

加えて、申立期間当時の昭和 61 年度から平成元年度までの納付済み月の収納年月日を見ると、いずれも納付期限から 1 年以上経過した時期での納付となっており、過年度納付に相当することから、市役所職員が集金することはあり得ないなど、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。